

## 第2節 大韓民国（Republic of Korea）

### 労働施策

（参考）1ウォン=0.0992円（2017年期中平均）

朴槿恵（パク・クネ）前大統領の罷免に伴って行われた2017年5月9日の選挙で、「共に民主党」の文在寅（ムン・ジェイン）氏が大統領に就任した。大統領は選挙公約で、公共部門で81万人の雇用を創出し、6,470ウォンである最低賃金を2020年までに1万ウォンに引き上げること等、雇用改善を全面に押し出した。

### 1 経済情勢

2016年の韓国経済は輸出、設備投資などが不振で実質GDP成長率は2.8%にとどまった。輸出は2015年、16年と2年連続で減少したが、2017年第1四半期の輸出は2桁増を記録し、韓国経済にとって明るい材料となっている。対外直接投資も、米国向けなどが大幅に増え、過去最高を更新した。日本との関係では、対日輸出は5年連続で減少、対日輸入は5年ぶりに増加に転じた。

### 2 雇用・失業対策

#### (1) 雇用・失業情勢

労働力人口、就業者数及び雇業者数は、多少の上下はあるが、経済成長や各種労働政策を反映し、緩やかな増加傾向にある。

失業率は、2010年には3.7%まで上昇したが、2013年には3.1%まで減少した。その後は緩やかに上昇しており、2016年は3.7%を記録している。また、15歳から24歳までの失業率は、2012年以降緩やかに上昇し続けている。

#### (2) 雇用支援サービスの主体

雇用労働政策を担当しているのは雇用労働部（Ministry of Employment and Labor : MOEL）である。公共職業紹介機関である雇用支援センターは、職業紹介、就業支援、雇用保険管理及び職業訓練（受講認定/費用支援等）などの業務を行っている。雇用労働部の傘下機

表4-2-1 実質GDP成長率

	2012	2013	2014	2015	2016				2017					
									Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
					2.3	2.9	3.3	2.8	2.8	0.5	0.9	0.5	0.5	1.1
実質GDP成長率														

資料出所：韓国銀行

注：四半期は前期比（季節調整済）

表4-2-2 雇用・失業の動向

	2012	2013	2014	2015	2016				2017					
									Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2
					25,501	25,873	26,536	26,913	27,247	26,708	27,415	27,539	27,327	27,082
労働力人口														
就業者数	24,681	25,066	25,599	25,936	26,235	25,554	26,387	26,554	26,446	25,915	26,754			
雇業者数	17,712	18,195	18,743	19,230	19,546	19,185	19,619	19,684	19,697	19,383	19,921			
失業者数	820	807	937	976	1,012	1,153	1,028	985	881	1,167	1,082			
失業率	3.2	3.1	3.5	3.6	3.7	4.3	3.8	3.6	3.2	4.3	3.9			
15～24歳	9.0	9.3	10.0	10.5	10.7	12.6	11.1	10.3	8.7	11.7	11.3			
15～29歳	7.5	8.0	9.0	9.2	9.8	11.3	10.3	9.3	8.4	10.8	10.4			

資料出所：韓国統計庁データベース（KOSIS）

注：各年の値は年平均値、四半期ごとの失業率は季節調整済

中国

韓国  
(労働施策)

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール

タイ

関である韓国産業人力公団 (Human Resources Development Service of Korea : HRDKorea) は、職業能力開発 (労働者の生涯能力開発支援等) や技能資格検定のほか、外国人雇用支援及び海外就業支援などについて担当している。なお、雇用情報のネットワーク管理、雇用情報分析については、雇用労働部の傘下機関である韓国雇用情報院 (Korea Employment Information Service : KEIS) が担当している。

### (3) 雇用支援サービス先進化の推進

2005年4月から国家戦略課題として推進されている。

求職者には就職意欲と職業能力、適性などを考慮する「適合型就職支援サービス」を提供し、企業には採用代行サービスなど企業が必要とするサービスを提供するなど、「利用者中心の雇用支援サービス」である。

雇用支援センターを訪問する求職者には、単純に失業給付だけを支給して求職者が望む場合だけ就業あっせんをする消極的な支援方式を改め、雇用支援センター職員によるきめ細かい相談の後「個人別再就職支援計画 (IAP)」を作成し、必要かつ多様な就職支援プログラムを体系的に提供し、就職能力を向上させ、同行面接サービスを通じるなどして再就職の可能性を高めるなど雇用支援サービスを積極的に提供することにした。

また、雇用支援センター内に「企業支援課」を新設し、企業が必要とする適当な時期に雇用支援サービスを提供できるようにし、人材あっせん・雇用安定支援金の支給だけでなく、雇用保険・労働衛生・勤労基準など企業が関心のある事項について、他の労働行政機関と共に訪ねて説明を行う「労働行政総合コンサルティング」サービスも提供することにした。

なお、雇用サービスのみならず福祉サービスの需要が増加する中、各々の手続きのために複数の機関の訪問が必要であるという不便性を解消するため、2014年に雇用福祉<sup>+</sup>センター (雇用福祉プラスセンター) が開所した。これにより、総合雇用サービスに加えて社会福祉サービスの相談・申請、庶民金融相談、女性や中高年など特定の対象に特化した相談等をワンストップで受ける

ことが可能となった。2016年末現在、70ヶ所で運営されている。

施策面では、2009年から、低所得就職せい弱層、青年及び中壮年不就業者の就職並びに貧困脱出の促進に向けて、「就職成功パッケージ」を開始した。これは、個人別再就職支援計画により、最長1年間、段階別・統合的な就職支援プログラムを提供するもので、就職した場合は「就職成功手当」を支給する。支援対象別に以下のとおり就職成功パッケージⅠ、Ⅱ及び青年就職成功パッケージに分かれる。

2017年度追加補正予算が国会を通過したことに伴い、就職成功パッケージに参加中の青年達に対する求職活動手当支援を開始した。

#### [就職成功パッケージⅠ]

国民基礎生活保障受給者、中位所得<sup>1</sup>60%以下の低所得者、その他就職せい弱層 (ホームレス、結婚移民者、障害者、女性世帯主等)

#### [就職成功パッケージⅡ]

中位所得100%以下の中高年 (35～65歳) で、失業給付受給者及び受給終了後未就業者、失業給付受給要件未充足未就業者、6ヶ月以上継続失業者、零細自営業者、雇用開発促進地域の離職者等

#### [青少年就職成功パッケージ]

所得に関係なく18～34歳で、高校及び大学の在生者と卒業後未就業者、零細自営業者、雇用開発促進地域離職者等

また、システム面では、1999年にはワークネットシステム (Work-net system) を構築し、雇用支援センターでの職業紹介業務に活用する一方、求人者及び求職者への就職情報等の提供を行っている。更に、2006年11月には労働市場の情報や人的資源の情報を統合し「総合雇用情報ネット (JOBNET)」を開通し、需要者が公共機関だけではなく民間機関の雇用情報も利用することができるようになった。

2010年7月には、Work-netの会員サービスとして、求職活動の際に個人のニーズに合った選択ができるよう「私の雇用情報 (My Employment Information)」に

■1) 保健福祉部長官が、国民基礎生活保障の給付の基準等に活用するため、中央生活保障委員会の審議・議決を経て告示する国民世帯所得の中位額 (国民基礎生活保障法第2条11号)。

表4-2-3 就職成功パッケージ

	第1段階 相談・意識推進・経路設定 (3週間から1ヶ月間)	第2段階 就業能力向上 (最大8ヶ月間)	第3段階 就職あっせん (3ヶ月間)	訓練奨励金 (交通費等実績)
訓練内容 (I、II共通)	・集中相談 ・就業心理テスト ・集団相談 ・個人別再就職支援計画策定	・インターン(青年・壮年) ・創業教育プログラム	・集中就業あっせん (求人情報提供・同行面接)	
給付額 (パッケージI)	25万ウォン (公共訓練は無支給)	※明日の学習カード <sup>2</sup> 訓練費：300万ウォン(自己負担最大10%) ※訓練手当：月額28.4万ウォン(公共訓練は全額支給)	※青年求職活動手当：30万ウォン(満34歳以下、最大3ヶ月) ※就職成功手当： ・3ヶ月勤続：30万ウォン ・6ヶ月勤続：40万ウォン ・12ヶ月勤続：80万ウォン	11.6万ウォン
給付額 (パッケージII)	20万ウォン (公共訓練は無支給)	※明日の学習カード訓練費：200万ウォン(自己負担最大5～50%) ※訓練手当：月額28.4万ウォン(公共訓練は全額支給)	※青年求職活動手当：30万ウォン(満34歳以下、最大3ヶ月)	11.6万ウォン

※〈参考〉パッケージ不参加の有無による明日の学習カード、公共職業訓練及び手当

区分	第1段階	訓練費 支援		訓練参加支援手当		訓練奨励金 (交通費等実績)
		明日の学習カード	公共訓練	明日の学習カード	公共訓練	
パッケージ不参加	無支給	200万ウォン(自己負担5～80%)	全額支援	—	一般失業者：20万ウォン 高校3年生：10万ウォン	11.6万ウォン

これまでのパッケージ事業の実績

(単位：億ウォン、人)

区分		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
執行実績	決算	1,065	1,939	2,009	2,562	3,246
	参加者数	143,249	208,776	193,734	295,393	364,720

アクセスすれば個人のニーズに特化した情報を入手することができるようになった。具体的には「私の雇用情報」に職種や賃金額等の希望条件を入力すると、どこどのような求人があるのかわかるだけでなく、その求人の賃金額、本人希望給与、他社の給与額の範囲、業界の賃金相場を比較することができる。また、他の求職者の希望賃金額、同職種の実際の労働者の平均賃金額、年齢、学歴や「個人学習口座システム」(後述(7)ハを参照)の訓練コースや失業者向け職業訓練プログラムから各種情報を得ることができる。さらに、希望する職に就いた場合のその先の展望や、各地域での現在の求人情報、求職者の個別ニーズに合った雇用機会等の情報も入手できる。これにより、求職者は、就職活動を考える際

に、これらの情報を参考にすることができる。

2011年には、Work-netとHRD-Net((7)ハ参照)を相互接続するなどの改善が行われた。

さらに、オンラインサービス「e-Recruitment」によって、求職者が応募書類をオンラインで作成することや、選んだ企業へ応募することが可能となっている。なお、2014年からはWork-netを通じて、雇用形態現況(常時300人以上を雇用する事業所における雇用形態別労働者数)を確認することもできる。

#### (4) 若年者雇用対策

韓国の若年失業率の上昇の背景については、2008年～2009年の金融危機以後正規職が契約職に代替され、

■ 2)「明日の学習カード」とは、求職相談を通じて訓練の必要性が認められた求職者1人当たり200万ウォン相当の訓練費を臨時口座を通じて支援し、その範囲内で自発的に訓練に参加できる制度。訓練費のほか、出席率が80%以上の場合は、月額最大11.6万ウォンの訓練助成を追加支給し、積極的な訓練受講を支援する。なお、適当な訓練の選択と意欲的な訓練受講のため、訓練職種別に訓練費の5～80%を訓練生本人が負担するようになっている。

中国  
韓国  
(労働施策)  
インドネシア  
マレーシア  
ミャンマー  
フィリピン  
シンガポール  
タイ

中国

それが現在も継続していることや、大学進学率が高い水準を維持している一方、そうした高学歴に見合った労働条件の職場に限られるため、仕事が見つからないか、就職しても早期に辞めてしまう若者が増加していることなどが指摘されている。

政府は2008年9月に特別雇用促進プログラムを発表し、若者向けに公共分野での雇用創出、中小企業インターンシップ支援等の対策を講じた。

2008年末の世界通貨危機に伴う若年者雇用状況の悪化に伴い、追加対策として、2009年3月に「青年雇用対策」を発表し、インターンシップの拡大、短期雇用の提供、せい弱青年就業奨励手当の導入などを実施した。

2009年12月には、「青年・中小企業人材ミスマッチ解消対策」として、若年者就業及び中小企業人材の確保支援、産学連携型の教育・職業訓練を実施し、中小企業で働く社会気運の醸成に取り組んだ。

2010年10月には、第1次“My Work for Tomorrow” Project（青年の「私の仕事」づくりプロジェクト）を発表し、若年者の創造的挑戦に対する積極的支援、市場変化を導く公共機関の先制的増員、インターンシップと安定的雇用との連携強化、海外就業の活性化、大企業と中小企業の同伴成長（共同博覧会や技術研究開発・研修等）、世代間の雇用機会の分かち合い（配分）等を実施した。

2011年には、第2次“My Work for Tomorrow” Projectを発表し、職場学習の場の拡充、雇用サービスインフラ改善、地方大学生に対する雇用就業機会の拡大、若年層ベンチャー創業とベンチャー共同採用の拡大等を実施した。

2014年4月には、「学校から職場までの雇用段階別の青年雇用対策」を発表し、良質な雇用の創出及びミスマッチの解消、景気活性化に向けた5大有望サービス産業（医療・保健、教育、観光、金融、ソフトウェア）の規制改革等に取り組んだ。

2015年7月には、「青年雇用絶壁解消総合対策」を発表し、雇用機会の増加、労働市場のミスマッチの改

善、雇用支援体制の改善に取り組むこととした<sup>3</sup>。

現在、行われている若年者雇用対策の主なものは以下のとおりである。

#### イ 特性化高校-専門大-産業体連携技術士官育成事業

特性化高校-専門大-産業体の協約締結による「5～6年制オーダーメイド教育課程」を運営し、卒業と同時に該当中小企業及び同種業界での就職へと連携させるものである。

特性化高校（3年）は実習及び基本教育、専門大（2～3年）は理論・技術を深化する教育を担当する。

#### ロ 中小企業青年就職インターンシップ制

青年未就業者に中小企業等のインターンシップ機会を提供することにより、職業能力及び正社員への可能性の向上を図るものである。

##### ① 参加資格

就職経歴12ヶ月未満の満15歳以上34歳以下の不就業若年層

##### ② 実施企業

雇用保険法上の優先支援対象企業<sup>4</sup>として常時労働者5人以上の企業

##### ③ 支援内容

実施企業にインターンシップ期間中の3ヶ月間毎月60万ウォン支給。

さらに、正社員に転換して1年以上雇用する場合、390万ウォン（6ヶ月後195万ウォン、12ヶ月後195万ウォン）定額支給する。

正規職に転換され1年以上勤務する場合、製造業生産職は300万ウォン、その他の業種は180万ウォン支給（正社員転換後1ヶ月後に20%、6ヵ月後の30%、1年後50%）。

#### ハ 仕事・学習並行制

ドイツ・スイスの徒弟制、オーストラリア・英国の見習制など世界的に広がっている職場に基礎を置く学習

韓国  
(労働施策)

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール

タイ

■ 3) 雇用機会の増加には、若年層の正規職を前年度より増やした企業に対する税額控除、賃金ピーク制を導入し若年層の雇用を増やす企業に対する賃金の支援、インターンシップ制の一層の拡大、労働市場のミスマッチの改善には、産学連携の職業訓練の促進、大学の改革、雇用支援体制の改善には、就職支援プログラムの改編などが盛り込まれている。

■ 4) 産業別に、常時使用する労働者数が、100～500名以下の企業及び中小企業基本法上の一定の要件を満たす企業。

(Work Based Learning) を韓国の現状に応じて、2013年に導入した。企業が青年を採用した後、体系的な理論及び実務教育を並行して提供することによって職務能力を取得させるものである。

単一の企業が教育訓練プログラムを策定し、Off-JT、OJTを実施する単独企業型と、Off-JTの困難な企業が外部の専門教育機関などと契約を締結して、OJTは企業が、Off-JTは外部機関で実施する共同センター型がある。原則、常時労働者50人以上の企業（共同訓練センター型は、20人以上の企業）を対象とし、現場で訓練を担当する高熟練専門家を保有する必要がある。対象となる職務は、6ヶ月以上（年間300～1,000時間以内）で仕事・学習並行制履修を通じて熟練が必要な職務である。

企業に対して企業現場教授養成支援、教育訓練プログラム開発支援、教材開発支援、訓練実施に要する経費（教材、講師、材料費等）の支援を行うほか、労働者に対しても、企業を通じて、学習労働支援金（月40万ウォン限度（2015年12月現在））の支給等の支援を行っている。

## (5) 高齢者雇用対策

### イ 高齢者雇用安定支援

「雇用年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」（以下「高齢者雇用法」という。）及び年齢差別禁止政策により、募集、採用、賃金・賃金以外の金品の支給及び福利厚生、教育・訓練及び配置・昇進、解雇など雇用の全ての段階において合理的な理由なく、年齢を理由として差別することが禁止されている。

また、雇用主は、定年を定める場合60歳以上にしよう努力する義務が課されていたが、高齢者雇用法の改正法が2013年4月に成立し、これまで努力義務であった60歳以上の定年は、従業員300人以上の事業所は2016年から、300人未満の事業所は2017年から義務化された。年齢を理由に60歳未満で解雇された労働者は不当解雇として訴え、現職復帰や未払賃金の支払を求

めることができる。

### ロ 高齢者採用指導

300人以上規模の雇用主は、基準雇用率<sup>5</sup>以上の高齢者（55歳以上の者）を雇用するよう努力しなければならない。それに満たない場合、雇用労働部長官への雇用率履行計画書の提出や基準雇用率を満たすために必要な措置を取るよう求められる。ただし、不履行に対する罰則はない。

また、雇用労働部長官が告示する高齢者優先雇用職種に対しては、新規採用の際、公共機関には優先採用の義務を、民間企業には優先採用の努力義務を課している。

### ハ 賃金ピーク制（wage peak system）の導入奨励

定年については「雇用上の年齢差別禁止および高齢者雇用促進法」において『事業主は、定年を定める場合、60歳以上になるよう努力しなければならない』と努力義務を規定していた。

こうしたなか、政府は2013年に同法を改正し、労働者数300人以上の事業所などは2016年から、300人未満の事業所などは2017年から、定年を60歳以上とすることを義務としたほか、定年延長による企業の負担増への配慮として「定年を延長する事業場の事業主と労組は賃金体系改編など必要な措置をしなければならない」ことを規定した。そして、年功賃金制を採用する企業が多い状況を踏まえて、政府は定年延長等と連動させる制度として、賃金ピーク制の導入を奨励した<sup>6</sup>。

賃金ピーク制とは、一定年齢（ピーク年齢）を超えた場合、その生産性に応じて賃金を削減する代わりに定年保障や一定期間の雇用延長を行う賃金制度である。

政府は、賃金ピーク制の導入を奨励するため、賃金ピーク制支援金を支給している。これは、事業主が労働者代表の同意を得て、定年を60歳以上に延長したり、定年を56歳以上60歳未満に延長し、55歳以後から一定年齢、勤続時点または賃金額を基準に賃金を減らす制度を施行する場合等に対して支援するものであり、

■ 5) 基準雇用率とは、常用労働者数に対する55歳以上労働者数の割合として、業種別の特徴等を考慮して設定したもので、高齢者が就業しやすい業種においては高率、就業しにくい業種においては低率となっており、製造業2%、不動産・運輸業及び賃貸業6%、その他3%である。

■ 6) 60歳定年義務化に向けた改正高齢者雇用法において、定年の延長に当たり、「その事業又は事業場の状況に応じて賃金体系の改編等必要な措置を講じなければならない」と定めている。

2018年末までの時限措置である。

表4-2-4 支援制度の概要

賃金ピーク制支援金（労働者支援）
<p>&lt;定年延長型&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定年が56歳以上に延長となり、55歳以降から賃金を減額された労働者で、賃金減額率が1年目10%、2年目15%、3～5年目20%（300人未満の事業所は10%以上）である労働者が対象となる。</li> <li>・定年を60歳以上に延長する場合は年間最高840万ウォンを適用日から最長5年間支給する。</li> <li>・定年を56歳以上60歳未満で延長する場合は年間最高720万ウォンを適用日から最長5年間支給する。</li> </ul>
<p>&lt;再雇用型&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定年が55歳以上の企業で、再雇用時に賃金が減額されている労働者が対象となる。</li> <li>・賃金減額率が20%以上のとき（300人未満の事業所は10%）、年間最高600万ウォンを、再雇用された日から5年間支給する。</li> </ul>
<p>&lt;労働時間短縮型&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週労働15～30時間以下に短縮された労働者で、労働者の所得が5,040万ウォンより低く、賃金減額率が30%以上の労働者が対象となる。</li> <li>・年間最高300万ウォンを、適用日から5年間支給する。</li> </ul>
高齢者雇用延長支援金（事業主支援）
<p>&lt;定年延長型&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・300人未満の企業が対象となる。</li> <li>・定年が60歳以上で、定年延長または定年の廃止をした場合。</li> <li>・年間最高360万ウォンを、1年以上3年未満の延長は1年、3年以上の延長は2年間支給する。</li> </ul>
<p>&lt;再雇用型&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定年が55歳以上の企業が対象となる。</li> <li>・年間最高360万ウォンを、1年以上3年未満の再雇用は6カ月、3年以上の再雇用は1年間支給する。</li> </ul>

## (6) 雇用保険制度

雇用保険法が制定・施行されたのは1995年である。雇用保険制度は失業手当と雇用安定・職業能力開発事業によって構成されている。具体的には表4-2-5参照。

## (7) 職業能力開発

### イ 概要

在職者訓練、中小企業向け職業訓練、失業者向け訓練、雇用促進訓練<sup>7</sup>、重点産業向け基本訓練<sup>8</sup>、障害者向け訓練といった職業訓練が展開されている。

2010年、職業訓練事業における統廃合の一環として失業者訓練事業が改編され、将来就業訓練カード制が現行失業者訓練事業の軸の一つとなっている（将来就業訓練カード制についてはハを参照）。

■7) 失業者、非進学青少年、軍転役（除隊）者及び1年以内に軍を転役する予定の者、国民基礎生活保障の受給者、農林漁業以外の職業に就業しようとする農林漁業者とその家族で一定の要件を満たす者、母子家庭の母等を対象とした訓練。雇用保険被保険者であった失業者は対象外となっている。

■8) 高等教育に進学しない若年者を対象とした技能労働者の育成、優先職業（key/strategic sectors）のための職業訓練である。

## ロ 実施主体

雇用労働部が職業能力開発政策の策定、訓練機関の指定、訓練コースの認可、訓練助成等を所管し、訓練機関の拡大推進及び評価、公的訓練機関の管理、民間訓練市場の育成を行っている。また、韓国産業人力公団が職業能力開発支援、国家職業資格テスト、職業訓練促進事業等を行っている。職業高校や短大などで行われる職業教育については、教育科学技術部（教育関連分野を広く所管する韓国の中央官庁 Ministry of Education, Science and Technology : MEST）が所管している。

職業訓練実施機関としては、韓国ポリテクニク大学や韓国技術教育大学といった国の公的職業訓練機関、地方政府等の公的職業訓練機関、雇用労働部指定民間訓練事業者及び雇用労働部認可のNPO団体等による民間訓練機関があり、政府委託の訓練コースには民間事業者に助成金が支給される。

主な公的職業訓練機関には以下のものがある。

### (イ) 韓国ポリテクニク大学

(Korea Polytechnic University : KPU)

雇用労働部が設立した中級技術者養成の職業訓練機関で、全国に34か所（2017年12月現在）のキャンパスがある。6か月～1年の課程と2年課程があり、6か月～1年の課程は、技能労働者養成で、15歳以上の失業者や進学しない若年者を対象に、インフラストラクチャー分野の技術教育を実施している。1年間の課程を修了すると国家技術資格の筆記試験免除の特典がある。訓練費用、寮費は政府負担で、訓練生には月20万ウォンの手当が支給される。

2年課程は、多技能技術者養成で、修了時に産業学士学位が授与される専門大学課程であり、一般専門大学と違い現場実務中心の教科課程によって、企業で直ちに活躍できる技術者を養成している。そのほかに在職者の実務能力向上のための多様な向上訓練プログラムを運営している。

2008年から大学と企業の間で、学位取得学生の雇用を促進する契約を締結し、産業側から求められる技術等

中国

韓国  
(労働施策)

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール

タイ

第4章

[東アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（韓国）]

表4-2-5 失業保険制度

名称	雇用保険 (Employment Insurance: EI)																																
根拠法	雇用保険法																																
運営主体	勤労福祉公団 (Korean Workers' Compensation & Welfare Service: COMWEL)																																
被保険者資格	1人以上の労働者を使用する事業場は加入義務がある（ただし、農林業等のうち法人資格を持たない、常時5人未満の事業等適用除外事業あり）。 日雇労働者、時間制労働者、外国人労働者も適用を受けるが、1か月の労働時間が60時間未満（1週間15時間未満の者を含む。）の者や65歳以上の者は適用除外。																																
受給要件	被保険者期間	適用事業所で離職日以前の18か月の間に180日以上勤務していること																															
	離職理由	非自発的な離職																															
	その他	労働意思と能力を持って積極的に求職活動をしているが、就業ができない状態であること。																															
給付期間、水準	<p>求職給付・・・受給者の生活安定のための給付                      就業促進手当・・・早期再就職手当、職業能力開発手当、広域求職活動費、移住費                      延長給付・・・所定給付日数分の求職給付支給後も引き続き一定期間給付を行う制度。訓練延長給付、個別延長給付、特別延長給付が設けられている。                      （訓練延長給付）求職者給付受給者が、雇用安定機関の長から職業訓練の受講を指示された場合、職業訓練期間中（最大2年間）求職給付日数を超えて求職給付を受けることができる。                      （個別延長給付）就業が特に困難と認められる場合、延長して給付される給付。最大60日間、給付額は求職給付の7割である。                      （特別延長給付）雇用情勢が急激に悪化し、再就職が困難な場合において、雇用労働部長官が定めた期間、求職給付日数を超えて求職給付を受けることができる。最大60日間、給付額は求職給付の7割である。                      傷病給付・・・求職給付を受給している求職者が求職活動中、突然の疾病、負傷、出産により求職活動が難しくなった場合、求職給付の代わりに支給される給付。給付額は求職給付と同額である。</p> <p>給付期間：90日～240日（被保険者期間に応じて決まる。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 3年未満</th> <th>3年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="3">年齢</th> <th>30歳未満</th> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <th>30歳以上 50歳未満</th> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> </tr> <tr> <th>50歳以上及び 障害者</th> <td>90日</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> </tbody> </table> <p>給付水準：求職給付は賃金日額の100分の50（上限：4万ウォン、下限：最低賃金の90%）を求職給付日額として、失業日数に対して支払われる。</p>				被保険者期間					1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	年齢	30歳未満	90日	90日	120日	150日	180日	30歳以上 50歳未満	90日	120日	150日	180日	210日	50歳以上及び 障害者	90日	150日	180日	210日	240日
					被保険者期間																												
1年未満			1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上																											
年齢	30歳未満	90日	90日	120日	150日	180日																											
	30歳以上 50歳未満	90日	120日	150日	180日	210日																											
	50歳以上及び 障害者	90日	150日	180日	210日	240日																											
財源	保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>労働者負担率</th> <th>事業主負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">雇用安定・ 職業能力開発事業</td> <td>失業手当</td> <td>0.65%</td> <td>0.65%</td> </tr> <tr> <td>常用労働者150人未満</td> <td>-</td> <td>0.25%</td> </tr> <tr> <td>常用労働者150人以上の 優先支援対象事業</td> <td>-</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>常用労働者150人以上1000人未満</td> <td>-</td> <td>0.65%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>常用労働者1000人以上及び 国家・地方自治体が直接行う事業</td> <td>-</td> <td>0.85%</td> </tr> </tbody> </table>			労働者負担率	事業主負担率	雇用安定・ 職業能力開発事業	失業手当	0.65%	0.65%	常用労働者150人未満	-	0.25%	常用労働者150人以上の 優先支援対象事業	-	0.45%	常用労働者150人以上1000人未満	-	0.65%		常用労働者1000人以上及び 国家・地方自治体が直接行う事業	-	0.85%										
		労働者負担率	事業主負担率																														
雇用安定・ 職業能力開発事業	失業手当	0.65%	0.65%																														
	常用労働者150人未満	-	0.25%																														
	常用労働者150人以上の 優先支援対象事業	-	0.45%																														
	常用労働者150人以上1000人未満	-	0.65%																														
	常用労働者1000人以上及び 国家・地方自治体が直接行う事業	-	0.85%																														
	国庫負担	なし																															
実績	受給者数	127.1万人（2015年）																															
	支給総額	4兆5,440億ウォン（2015年）																															
	基金運用状況	-																															

中国

(労働施策) 韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール

タイ

を基にしたオーダーメイドの訓練プログラムによる訓練を実施している。

(ロ) 韓国技術教育大学 (Korea University of Technology and Education : KUT)

職業教育訓練指導員養成のため雇用労働部が1992年に設立したもの。4年コースで、訓練内容は理論と実習が半々の割合で構成される。

(ハ) 大韓商工会議所人力開発院 (Human Resources Development Center under Korea Chamber of Commerce and Industry)

29歳未満の高卒レベルの者を対象に人手不足の産業向け職業訓練を行っており、全国に8か所（2016年12月現在）訓練センターがある。

中国

そのほか、民間の訓練機関が全国に約3,000か所ある。一方、訓練費用は、①被用者及び就業経験のある失業者は雇用保険基金から、②就業経験のない者（脱北者を含む）、自営・創業支援、社会補助受給者の自立支援は一般会計から支出される。

## ハ 将来就業訓練カード制 (Learning Card System for My job)<sup>9</sup>

2008年12月に、労働者の自律的な能力開発を支援することを目的とし、個人の職業訓練履歴と訓練費用を包括的に管理することができるよう、勤労者職業能力開発法の一部が改正され、職業能力開発アカウント制度 (Vocational Skills Development Account System) が試験的に導入された。

その後、2010年に勤労者職業能力開発法が改正され、職業能力開発アカウント制度が本格的実施となり、2010年7月から、「個人学習口座システム<sup>10</sup> (Individual Learning Account System)」に参加し、職業訓練を受講中の失業者は、同システム参加者の分野別就職率、参加者人数、訓練修了者数、訓練途中の脱落者数等これまでより多くの情報をHRD-Net (Human Resource Development Net)<sup>11</sup> から毎月入手することができるようになった。この改正以前においても、訓練コースの目的、訓練施設、訓練指導員のプロフィール、訓練コースのスケジュールを入手することはできたが、加えて、各訓練コースや訓練提供者の強み・弱みを見分けることができ、適切なデータを基に各人のニーズに最適な訓練コースを選ぶことができるようになった。

## 二 資格制度の概要<sup>12</sup>

国家技術資格 (National Technical Skills Qualification) のほか、民間の資格制度がある。国家技術資格は国家技術資格法 (1973年制定) に基づくもので、特定の基準や課程が必要な職業分野においてノウハウ、技

術、技能等の能力を表すものである。現在527種類 (2016年12月現在) の国家技術資格がある。これらの資格は技術・技能分野とサービス分野に分類される。技術・技能分野は5等級に分類され、サービス分野は2等級又は3等級からなる職種と単一等級からなる職種に分類される。

雇用労働部が資格制度の管理・運営を行い、資格試験に関しては韓国産業人力公団等が取り扱っている。社会経済的条件及び産業需要変化に柔軟に対応できるように2006年1月「国家技術資格制度革新方案」を樹立し、同年12月に「国家技術資格検定制度改善のための第1次基本計画2007～2009」が制定された。また、国家競争力を発展させるためには技術開発及び機能向上が重要であるが、社会全般には実学系の高等学校への進学を忌避する傾向などの技能軽視風潮がある。これを刷新し技能重視社会への雰囲気を作るために、2007年1月技能奨励革新方案である「Skill-up 21 Plan」を施行している。

同プランでは、「21世紀国家競争力向上及び技能尊重社会の実現化」を提示し、「技能先進化及び技能重視環境構築」を目標として方案を樹立した。主要推進課題は、①技能習得支援強化、②技能水準向上、③技能の社会的認識向上、④技能支援インフラ構築、である。また、技能重視の風土を醸成するために2006年8月から職業専門学校などを卒業した後に社会的に成功した技能人を発掘・広報することにより、技能人のモデルを提示し、若年者などの技能に対する関心向上のため、毎月1人ずつ「今月の技能韓国人」として選定し、雇用労働部長官表彰及び広報を実施している。

「第3次基本計画2013～2017年」においては、①「仕事－教育－資格」の連携強化、②産業現場に応じた資格種目・等級運営、③現場性の高い資格検定の施行、④雇用及び社会統合の促進、⑤生涯能力開発の支援を掲げ、職業教育、産業界へのニーズへの対応、そのための

■ 9) 事業体系や支援内容は、(独) 労働政策研究・研修機構「JILPT 資料シリーズNo.98 第9回北東アジア労働フォーラム 労働者の能力開発とキャリア形成支援の現状と政策課題」2012年2月に詳しい (68頁)。  
 ■ 10) 「個人学習口座システム」とは、失業中に職業訓練を受ける者に対して、年間200万ウォンを上限に個人口座が国により作成されるもので、失業者は受講する訓練コースの費用の一部をこの口座から賄うことができる。残りの費用 (訓練費用の25～45%でコースにより異なる) は失業者本人が負担する。訓練メニューはこのシステムで対象としている訓練提供者とコースから自由に選ぶことができる。  
 ■ 11) 公共職業訓練の情報を提供する政府サイト。  
 ■ 12) (独) 労働政策研究・研修機構「JILPT 資料シリーズNo.102 諸外国における能力評価制度－英・仏・独・米・中・韓・EUに関する調査－」2012年3月に詳しい (第6章)。

韓国  
(労働政策)

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール

タイ



資格整備、さらには資格取得者に対する資格の活用支援にいたるまで、教育内容が産業界でも十分に活用されるための施策が行われている。

**(8) 外国人労働者対策**

外国人労働者の主な受入制度として、専門的・技術的  
外国人労働者受入制度、外国人雇用許可制度がある。統計庁と法務部が共同で実施した「移民の在留実態と雇用調査」（旧「外国人雇用調査」）によると、2017年5月現在、15歳以上の国内在留外国人約122.5万人のうち約83.4万人が就業しており、うち非専門就業者（後述のH-2及びE-9）は約42.2万人、専門就業者（後述のE-1～E-7）は3.8万であった。

**イ 専門的・技術的外国人労働者受入制度**

国内で不足する分野で専門的・技術的能力を持つ外国人労働者を受け入れるための制度で、2000年11月に設けられた。対象となる査証の種類は教授（E-1）、会話指導（E-2）、研究（E-3）、技術指導（E-4）、専門職業（E-5）、芸術興行（E-6）、特定活動（E-7）で、滞在許可期間は査証の種類により6か月から2年となっている。近年の最先端産業（IT、バイオ等）の発展に資する人材の受入れを促進すべく、対象分野での経歴を有する高度熟練労働者や研究者を対象に、入国時の手続等について特惠を付与する制度として、ゴールドカード制度、ITカード制度、サイエンスカード制度が導入されている。例えば、IT分野の専門家については、ITカード制度により、国籍と関係のないマルチビザの発給、滞在期間上限の拡大及び在留資格外活動許可など国内在留活動要件を緩和している。

2010年には、ポイント制による居住資格の付与制度が実施された。在留資格（E-1）～（E-7）などを持ち、1年以上滞在する専門的・技術的外国人労働者について、年齢、学歴、韓国語能力、所得など一定の基準を満たす場合、居住資格（F-2）が付与される。さらに居住

資格（F-2）で3年在留した後、欠格事由がなければ永住資格（F-5）に資格変更申請を行うことが可能である。

**ロ 外国人雇用許可制  
（Employment Permit System）**

**(イ) 制度の沿革**

2003年8月に「外国人労働者の雇用等に関する法律」が制定され、低熟練労働者を「労働者」として受け入れる雇用許可制が導入された。それまで低熟練外国人労働者の導入基盤だった産業研修制度は、様々な不正と外国人労働者の人権侵害など問題点が多かったため、2007年1月に雇用許可制に一元化された。

2009年には、事業主が雇用労働部長官に再雇用許可を要請した場合、1回に限り、2年未満の範囲で就業活動期間を延長することができるようになった（「外国人労働者の雇用等に関する法律」第18条の2）。

**(ロ) 概況及び受入状況**

国内で労働者を見つけれない場合<sup>13</sup>、雇用労働部から許可を得た上で3年を限度<sup>14</sup>に外国人労働者を雇用することができる制度で、年間受入上限数等は外国人労働者政策委員会（committee for policy on foreign human resources）<sup>15</sup>が決定し、現在、製造業、建設業、農業・畜産業、漁業、サービス業の5つの産業における従業員300人未満の雇用主に外国人労働者の雇用が認められている。また、韓国系以外の一般外国人向けの「一般雇用許可制度」（在留資格「非専門就業（E-9）」）と韓国系外国人向けの「特例雇用許可制度」（在留資格「訪問就業（H-2）」）があり、一般雇用許可制度では、送出国は、韓国政府との間の覚書（MOU）の締結により決定されている。

2017年に雇用許可制で受け入れる外国人労働者を5.6万人に設定している。この割当数は、前年比0.2万人減である。5.6万人のうち、1.3万人は、雇用許可期間満了後、一旦本国に帰国し、再び韓国で就業することを希望する外国人労働者に割り当てられ、新規割当は

■ 13) 公共職業紹介機関である雇用支援センターに14日以上求人募集する必要がある（新聞、雑誌などによって3日以上積極的に求人努力を行ったと認められる場合は1週間）。  
 ■ 14) 雇用許可制に基づいて再入国するには、出国後6ヶ月が経過していなければならない。  
 ■ 15) 大統領の下に設置され、国務調整室長を委員長として各省庁の次官など20名未満の委員で構成される。外国人労働者の基本計画、受入産業や規模、送出国の指定や取消等に関する事項を審議する。雇用労働部長官は、それらを含む事項を外国人労働者受入計画として毎年3月末までに公表する。

中国

(労働施策) 韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール

タイ

中国

韓国  
(労働施策)

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール

タイ

4.3万人となっている。特例外国人労働者<sup>16</sup>については、総在留規模で管理されており、2017年の総在留規模は30.3万人に設定されている。雇用許可制の就業者の業種別分布は、一般外国人の場合は製造業、韓国系外国人は製造業、建設、サービス業に主に従事している。

2017年12月までに、16か国（フィリピン、ベトナム、モンゴル、タイ、スリランカ、インドネシア、ウズベキスタン、パキスタン、カンボジア、中国、バングラデシュ、ネパール、ミャンマー、キルギス、東ティモール、ラオス）とMOUを締結している。

(ハ) 誠実外国人労働者再入国制度の導入

2012年には、就業活動期間を延長した労働者が就業活動期間を通して、外国人労働者政策委員会が業種や規模等を考慮して韓国人を雇用しにくいと定める事業もしくは事業場に継続して就業し<sup>17</sup>、延長された就業活動期間が満了して出国する前に事業主が再入国後の雇用許可を申請した場合、出国した日から3ヶ月経過後に当該事業主の下で再就業することができる誠実外国人労働者再入国制度が導入された（「外国人労働者の雇用等に関する法律」第18条の4）。

3 労働条件対策

(1) 賃金・労働時間及び労働災害の動向

1980年代から経済成長に伴い賃金も上昇を続け、90年代に入ってから賃金は毎年前年比10%以上の伸びを示していたが、通貨・経済危機以後賃金の上昇率は鈍化し、1998年にはマイナスとなった。その後、経済の回復とともに伸びを回復し、2004～07年には6%程度で安定化した。2008,2009年には世界金融危機の影響で2%台後半から3%台前半に低下し、2011年は経済情勢を反映して、1.0%となった。2016年は3.8%となっている。

一方、労働時間は、2004年7月から段階的に週40時間制に移行（2011年に完全移行）となったこともあって減少傾向にあり、2016年は171.0時間（月）となったが、依然としてOECD諸国の中でも極めて長く、

労働時間の短縮及び労働生産性の向上が課題となっている。

労働災害被災者数及び発生率は、2006年以降増加傾向にあったが、2011年以降は減少傾向にある。2016年の死亡者数は1,777人である。

表4-2-6 賃金及び消費者物価上昇率の推移

(単位：%)					
年	2012	2013	2014	2015	2016
賃金上昇率（全産業）	5.3	3.9	2.5	3.5	3.8
製造業	6.1	4.7	4.0	2.8	3.8
消費者物価上昇率	2.2	1.3	1.3	0.7	1.0

資料出所：賃金額は雇用労働部「Survey on Wages & Working hours at Establishments」  
消費者物価上昇率は韓国統計情報サービス（KOSIS）  
注1：賃金上昇率は賃金額を基に厚生労働省大臣官房国際課にて算出。  
注2：消費者物価上昇率は、CPI（2010年＝100）を基に厚生労働省大臣官房国際課にて算出。

表4-2-7 月当たり実労働時間の推移

(単位：時間)					
年	2012	2013	2014	2015	2016
労働時間	174.3	172.6	171.4	172.6	171.0

資料出所：韓国雇用労働部「Survey on Wages & Working hours at Establishments」

表4-2-8 労働災害発生状況の推移

(単位：人、%)					
年	2012	2013	2014	2015	2016
労働災害被災者数	92,256	91,824	90,909	90,129	90,656
発生率	0.59	0.59	0.53	0.50	0.49
死亡者数	1,864	1,929	1,850	1,810	1,777

資料出所：韓国雇用労働部HP「Major Statistics」  
(<http://www.moel.go.kr/english/pas/pasMajor.jsp>)  
韓国産業安全公団（Korea Occupational Safety and Health Agency: KOSHA）「Annual Report」

(2) 産業災害補償保険制度（Industrial Accident Compensation Insurance）

1963年に制定された産業災害補償保険法（1964年施行）をもとに開始された。保険事業は当初、国が直接運営していたが、専門性と効率性を高めるために、1995年に、韓国勤労福祉公団（Korea Labor Welfare Corporation: KLWC）を設立し、管理を同公団に委託している。制度の詳細は表4-2-9参照。

■ 16) 韓国系外国人については、従前「就業管理制度」において、韓国国内に8親等以内の血族又は4親等以内の姻族がいるか、大韓民国戸籍に記載されているもの及びその直系卑属（二親等以内、養子除く）で40歳以上の者を対象としてサービス業で就業可能であったが、雇用許可制の導入に伴い、雇用許可制の特例雇用許可制度に統合された。  
■ 17) 休業・廃業等、労働者の責めに帰さない事由により社会通念上その事業または事業場での就労の継続ができないと認められる場合を除く

(3) 労働安全衛生制度

イ 目的

産業安全保健法（1981年制定）では、産業安全・保健に関する基準を確立し、その責任所在を明確にして、産業災害を予防し、快適な職場環境を造成することにより、労働者の安全と保健を維持・増進していくことを目的としている。

ロ 概要

- ・産業災害の予防と労働者の安全・保健の維持・増進のための政府の責務、事業主及び労働者の義務を定める。
- ・産業安全・保健業務に関する基本計画及び中央行政機関に関連する主要政策を総合的に審議・調整するため、雇用労働部に「産業安全保健政策審議委員会」を設置する。
- ・一定の規模及び業種に該当する事業主は事業場の安全・保健管理のため、安全保健管理の責任者、安全・保健管理者及び管理監督者を選任し、安全保健業務を遂行しなければならない。
- ・事業主は、機械・器具・設備による危険及び有害・危

険作業等に備えた安全上の措置並びに騒音・粉じん及び人体に負担を与える作業等に備えた保健上の措置を取らなければならない。

(4) 最低賃金制度

最低賃金法に従い、毎年最低賃金委員会で決定される。2018年1月1日から適用される時間給最低賃金は、2017年（6,470ウォン）より16.4%引き上げられ、7,530ウォンである。

韓国における最低賃金は全国一律で適用される。雇用労働部長官による要請を受けた公労使各9名の委員からなる最低賃金委員会の審議を経て決定される。具体的には、当該委員会に置かれる「賃金水準専門委員会」と「生活費専門委員会」で当該年度の物価上昇率、賃金上昇率、単身労働者の生活費などを調査分析、引き上げ案を最低賃金委員会で審議、最終的には最低賃金委員の投票により最低賃金が決まる。決定した最低賃金は翌年1月1日より適用される。

このように大統領には最低賃金を決定する権限は与えられていないが、文大統領は2020年までに1万ウォンに引き上げることを表明している。

表4-2-9 労災保険制度

名称	産業災害補償保険（Industrial Accident Compensation Insurance: IACI）	
根拠法	産業災害補償保険法	
運営主体	韓国勤労福祉公団（Korean Workers' Compensation & Welfare Service: COMWEL）	
被保険者資格	全ての事業所の従業員（5人未満の農林水産業、建設業の一部の小規模事業所を除く。）	
給付の種類	療養給付	労働者が4日以上治療を受けた場合、健康保険制度の下で定められた医療の範囲内で医療費の全額が支払われる。
	一時的な労働不能給付	労働者が治療のために労働できない期間、平均賃金の70%に当たる病気休業給付が支払われる。
	永久的な労働不能給付	障害の等級に応じて年金又は一時金として支払われる。 ・障害第1級～第3級：年金 ・障害第4級～第7級：年金または一時金（選択制） ・障害第8級～第14級：一時金
	遺族給付	労働者が死亡した場合に遺族に対して、原則として年金で支払われるが、必要な場合には50%を年金で、残りの50%を一時金で受け取ることができる。 一時金：平均賃金日額の1300日分 年金：受取人の数に応じて年間基礎賃金の47%～67%
	その他	看護給付・・・治療後においても看護を必要とする場合は、看護給付が支払われる。 葬儀費用・・・葬儀費用として平均賃金日額の120日分が支払われる。
財源	保険料	業種（58業種）ごとの危険度に応じて定められ、賃金の0.7%～34.0%の保険料を全額事業主が負担する。平均保険料：1.7%（2014年）
	国庫負担	なし
実績	受給者数	90,129人（うち死亡者数1,810人）（2015年）
	支給総額	-
	基金運用状況	-

表4-2-10 最低賃金額の推移

年	(単位：ウォン、%)				
	2014	2015	2016	2017	2018
最低賃金額（時給）	5,210	5,580	6,030	6,470	7,530
最低賃金額（日給）	41,680	44,640	48,240	51,760	60,240
上昇率（前年比）	7.2	7.1	8.1	7.3	16.4

資料出所：韓国雇用労働部HP

最低賃金委員会は、2017年から、月ごとに支払われる賃金だけでなく、賞与、休日手当、時間外手当などを賃金に含めるかどうか、最低賃金を産業別、地域別にするかどうか、最低賃金のあり方に係る議論を開始した。

## (5) 労働時間制度

### イ 法定労働時間の原則

勤労基準法により、2011年7月からは、適用除外となる5人未満の事業場を除き、全事業場が週5日勤務制（40時間労働）適用対象となっている。

### ロ 時間外労働、深夜労働及び日曜・祝祭日労働

事業主と労働者が合意すれば、週当たり12時間までの法定労働時間を超える時間外労働が認められる。時間外労働、深夜労働（22時から6時まで）及び日曜・祝祭日労働に対しては、割増賃金として時給を50%以上加算する。

また、労働者と事業主が合意すれば、割増賃金を支払う代わりに所定労働時間に代償休暇を与えることもできる。

## ハ 弾力的労働時間制度

### (イ) 変形労働時間制

事業主は、2週間以内を単位とする変形労働制を採用できる。その際、単位期間の週当たり平均労働時間が40時間を超えないこと、どの週においても労働時間が48時間を超えないことが要件となる。

事業主は労働者の代表と書面で合意すれば、3か月以内を単位とする変形労働制を採用できる。その際、単位期間の週当たり労働時間が40時間を超えないこと、どの週においても労働時間が52時間を超えないこと、どの日においても労働時間が12時間を超えないことが要件となる。

### (ロ) フレックスタイム制、裁量労働制

労働者の代表と事業主が書面で合意すれば、1か月以内を単位とするフレックスタイム制を採用できる。

また、事業場外での労働が含まれ労働時間の管理が難しい場合や専門的な業務の場合に就業時間を労働者に任せることが適当な場合など、仕事の性格上裁量労働が必要であると大統領令で定められている業務については、労働者の代表と事業主が書面で合意すれば裁量労働制を採用することができる。

## ニ 休憩・休日

### (イ) 1日当たりの休憩時間

事業主は、労働時間が4時間の場合には30分以上、8時間の場合には1時間以上の休憩時間を労働時間途中に与える必要がある。休憩時間は、労働者が自由に利用することができる。休憩時間は労働時間に含まない。

### (ロ) 1週当たりの休日

事業主は、労働者に対して1週間に平均1日以上の有給休日を与えなければならない。

## ホ 年次有給休暇

1年の所定労働時間の80%以上勤務した労働者に対して、年間最低15日間の年次有給休暇が付与される。日数は勤続年数2年当たり1日を加算して最大25日まで付与される。

事業主が、以下の積極的な休暇使用の促進措置を講じたにも関わらず労働者が休暇を使用しない場合には、事業主の休暇の金銭補償義務が免除される。

① 年次有給休暇使用可能期間（付与されてから1年間）が終了する6ヵ月前を基準に10日以内に事業主が労働者別に未使用休暇日数を示し、労働者がその使用時期を決めて事業主に通知するように書面で要求する。

② ①の要求にも関わらず、労働者が通知を受けたときから10日以内に未使用休暇の全部又は一部の使用時期を決めて事業主に通知しない場合、年次有給休暇使用可能期間が終了する2ヵ月前までに事業主が未使用休暇の使用時期を決めて労働者に書面で通知する。

## (6) 解雇規制

### イ 個人的理由による解雇（普通解雇）

事業主は、労働契約を維持しがたい正当な理由が存在しなければ、労働者を解雇することができない。

### ロ 経営上の理由による解雇（整理解雇）

経営上の理由による解雇が正当となるためには、次の事項がいずれも充足されていなければならない。

- ① 解雇時において、買収、合併等人員削減しなければならない緊急的な経営上のやむを得ない必要性が存在すること。
- ② 解雇回避の努力が尽くされたこと。
- ③ 解雇対象者の選定に際して、客観的合理性を有する人選基準を設定し、かつ、これを公平に適用したこと。ただし、事業主は、人選基準の設定及びその適用に際しては、再就職の難易及び生活上の打撃など労働者の被る不利益に配慮しなければならない。
- ④ 解雇対象者である労働者（当該労働者が労働組合に所属している場合には当該労働組合を含む。）及び労働者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者（以上の労働者、労働組合を以下「労働者等」という。）に対して、解雇の必要性、解雇回避の努力の内容、人選基準等につき、その根拠となる具体的な資料を提示した上で説明し、労働者等との協議を尽くしたこと。

事業主は、解雇した日から3年以内に、解雇された労働者が解雇当時に担当した業務と同一の業務に労働者を採用しようとするときは、当該解雇された労働者が希望する場合には、その労働者を優先的に雇用しなければならない。

また、政府は、当該解雇された労働者に対して、生活安定、再就職、職業訓練など必要な措置を優先的に取らなければならない。

## ハ 解雇予告

事業主は、労働者を解雇（経営上の理由による解雇を

含む。）しようとするときは、少なくとも30日前にその予告をしなければならず、解雇予告をしないときは、30日以上通常賃金を支給しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由で事業の継続が不可能な場合又は労働者が故意に事業に重大な支障を招き、又は財産上損害を与えた場合として雇用労働部令が定める事由に該当する場合を除く。

## 二 不当解雇に対する救済

事業主が労働者に対して正当な理由なく不当解雇などをした場合には、労働者は労働委員会<sup>18</sup>に救済を申請することができる。この申請は、不当解雇などがあった日から3か月以内に行わなければならない。

労働委員会は、関係当事者から証拠の提出を受けて当事者を審問し、不当解雇などの事実が認められるときは、事業主に救済命令を出す。労働者が原職復帰を望まない場合には、解雇期間中の賃金相当額以上の金銭補償を命ずることができる。

## (7) 出産休暇及び育児休暇

### イ 産前・産後休暇

使用者は、90日の産前・産後休暇を与えなければならない。そのうち少なくとも45日は産後としなければならない。産前・産後休暇のうち60日分については、有給休暇となり事業主から賃金が支給される。休暇が終わった日以前に雇用保険の被保険者期間が180日以上ある等、一定の要件を満たす場合、残り30日分について、雇用保険から135万ウォン（2016年12月現在）を上限に出産産後休暇給付が支給される（ただし、中小企業等優先支援対象企業の場合は、賃金90日間分を雇用保険から支給）。

### ロ 流産・死産休暇

妊娠期間に伴う健康回復の程度の差により段階的に保護休暇を付与する（11週以内：5日間、12～15週以内：10日間、16～21週以内：30日間、22～27週以内：60日間、28週以上：90日間をそれぞれ休暇の上

■ 18) 労働委員会は、日本と同じく、本来は、集团的労使紛争の解決を扱う機関であったが、現在では、不当解雇等の救済に関する個別労使紛争の解決も扱う機関となっている。

中国

韓国  
(労働施策)

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール

タイ

限とする)。給付その他の規定は産前・産後休暇と同様である。

## ハ 育児休職

2010年1月までは、生後3歳未満の乳幼児を扶養する者<sup>19</sup>が対象であったが、2010年2月から満6歳以下の小学校進学前の子に緩和され、さらに2014年1月から満8歳以下の小学校2年生以下の子に緩和された。対象者の休職期間は1年以内であり、1回に限り分割して使用することもできる。育児休職を開始した日以前に雇用保険の被保険者期間が180日以上ある等、一定の要件を満たす場合、休職中には、雇用保険から、賃金の40%（最低月50万ウォン～最高100万ウォン）の育児休職手当が支給される。育児休職を理由として解雇又はその他の不利益な処遇を行い、又は理由がないにもかかわらず、育児休職期間中に当該労働者を解雇した事業主には、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金が科される。

育児休職は1987年に制度化されていて、2005年9月に合計特殊出生率をOECD諸国と同程度までに引き上げることを目指して、「低出産・高齢社会基本法」を制定し、それに基づいた「低出産・高齢社会基本計画」により対策を推進することとした。上記の改正はのうち第2次基本計画<sup>20</sup>の少子化対策を目的に制度改正したものである。

## 二 育児休職に係る給付金制度

育児休職を開始した日以前に雇用保険の被保険者期間が180日以上ある等、一定の要件を満たす場合、月額賃金の40%（上限額100万ウォン、下限額50万ウォン）の育児休職手当が支給されてきた。2014年10月からは、父親の育児休職の取得を促進するため「父親育児休職ボーナス制」（別名：「父親の月」）が開始された。同じ子どもに対して両親が順番に育児休職を取得す

る場合、後に育児休職を取得する者の最初の3ヶ月（制度創設当初は1ヶ月）の育児休職手当を、賃金の100%（制度当初の上限100万ウォン）とするものである（両親が順番に育児休職を取得する際、ほとんどは母親が先、父親が後に取得している）。

また、2017年9月から育児休職手当を拡充した。（月額賃金の40%、上限100万ウォン、下限50万ウォン）であるが、1番目に休職する親は最初の3ヶ月の間、月額給与の80%（上限額150万ウォン、下限額70万ウォン）、残りの期間は、9ヶ月間は改正前と同水準（月額賃金の40%、上限100万ウォン、下限50万ウォン）が支給される。同じ子について、2番目に休職する親は最初の3ヶ月は賃金の100%（上限150万ウォン、下限70万ウォン、第二子以降は上限200万ウォン）が支給され、残りの9ヶ月間は改正前と同水準（月額賃金の40%、上限100万ウォン、下限50万ウォン）が支給される。

## (8) 賃金その他の労働条件等の差別処遇禁止等

事業主が非正規職労働者（期間制労働者、短時間労働者、派遣労働者）に対し、同一事業所で同種又は類似業務に従事する期間の定めのない勤労契約を締結した労働者に比し賃金等の労働条件において合理的な理由なく不利に処遇することを禁止している。対象となる労働条件は、賃金、労働時間、休日・休暇、安全・保健及び災害補償等が含まれる。

また、期間制労働者の総使用期間を2年に制限し（短期間の契約を反復継続して締結し、計2年になった場合も含む）、2年を超過して使用するときは、期間の定めのない勤労契約を締結した労働者とみなされる（ただし、特定プロジェクトの完成、一時的に欠員が生じた労働者の代替、55歳以上の労働者など例外あり）。

■ 19) 親のほか、養子縁組した養親も含まれる。（男女雇用平等と仕事・家庭の両立支援に関する法律 第19条第1項）

■ 20) 低出産・高齢社会基本計画は「すべての世代がともに生きる持続可能な社会」の構築を目指すものであり、第1段階（2006～2010年）として「少子高齢化社会に対応するための基盤構築」、第2段階（2011～2015年）として「漸進的な出生率の回復及び高齢社会に対する対応策の確立」、第3段階（2016～2020年）として「OECD平均の出生率回復と高齢社会への円滑な適応」を目標としている。

第3次基本計画では、晩婚化への取組（若年雇用の拡大、新婚夫婦向け住宅支援）、共働き世帯の出生率の向上（保育インフラの整備、育児期間労働時間短縮の利用拡大）、出産・養育における社会的責任の強化（医療費保障の拡大）等が掲げられている。

4 労使関係施策

(1) 労使団体

イ 概説

1980年代前半まで、軍事政権下で労働運動は活発ではなかったが、1987年の民主化宣言により労働運動が解放されたことにより本格的な労働組合の組織化が始まり、組織数も飛躍的に増加、労働争議も激増したが、その後沈静化した。また、労使の賃金交渉は、概ね3～4月頃から始まり、5～6月頃に進展する。

1997年のアジア通貨危機の際、労働市場改革を円滑に進めるため、政府、労働組合、事業主団体の代表者からなる経済社会発展労使政委員会<sup>21</sup>が設置された。

また、2010年1月の「労働組合及び労働関係調整法」（1997年制定）の改正では、従来は許容されていなかった一つの事業又は事業所における複数の労働組合の組織や加入が自由にできるようになった（複数労働組合制度。2010年7月施行）<sup>22</sup>。さらに、労働組合専従者への賃金の支払が禁止された。ただし、「勤労時間免除（タイムオフ）制」と呼ばれる例外規定が設けられ、労働組合専従者がある一定の勤労時間免除の範囲内で、賃金を削減されることなく、労使協議・交渉等に従事することが認められた。タイムオフの上限時間は、雇用労働部に設けられる公労使各5人の委員で構成する勤労時間免除審議委員会の決定に基づき、雇用労働部長官が公表する。タイムオフ制の上限時間は3年ごとに見直すこととされている。

ロ 労働組合員数及び組織率

1987年の民主化宣言により一時的に組織率が上昇し、1989年には19.8%となった。その後は継続的に低下し、2004年には10%台、2010年には9.8%まで低下した。その後、2011年の組織率は10.1%と増加し、2012年～2014年までは、10.3%となっている。また、2016年の労働組合員数は196万6千人となり2015年より2.8万人（前年比0.1%）増加した。

表 4-2-11 労働組合組織率の推移

(単位：%)					
年	2012	2013	2014	2015	2016
労働組合組織率	10.3	10.3	10.3	10.2	10.3

資料出所：韓国雇用労働部HP「全国労働組合組織現況報告書」

ハ 労働組合

対話重視の保守派の韓国労働組合総連盟（韓国労総、Federation of Korea Trade Union: FK TU）及び闘争重視の進歩派の韓国全国民主労働組合総連盟（民主労総、Korean Confederation of Trade Unions: KCTU）の2つのナショナルセンターがある<sup>23</sup>。日本に比べ活動は激しく、保守派の韓国労総もゼネストを度々展開している。

2016年「全国労働組合組織現況報告書」によると、韓国労総には、2,395組合、84.2万人、民主労総には、368組合、64.9万人が加盟している。

ニ 事業主団体

韓国事業主連盟（Korea Employers Federation）は、産業における平和と国内産業の発展を目的として1970年に設立された事業主団体であり、約4,000社が加盟している。この組織は、労働者と事業主の協力的な関係を築き、合理的な企業経営システムを構築することを目指している。

(2) 労働争議の発生件数等

1987年の民主化宣言以降、件数が激増したが、その後沈静化した。2004年まで漸増傾向にあったが、2005年以降再び沈静化の傾向にあった。2012年以降は増加傾向であり、13年を除き100件を超えている。2016年の労働損失日数は前年度の約4.5倍であるが、これは公共・金融部門の成果年俸制の導入強行等による労政間のあつれき、組合員規模が大きい労組のストライキの増加・長期化（特に自動車・造船における現代系労組の数十回に及ぶ大規模なストライキ）、政府の労働改

■ 21) 韓国の労働問題に関して労使政の同意をもたらすための大統領諮問機関。1997年の経済危機の克服と雇用の安定を目的に1998年1月に発足。労使政の三者で構成される。  
 ■ 22) ただし、交渉窓口は一本化する必要がある。  
 ■ 23) 2011年11月に国民労働組合総連盟（国民労総、Korean Labor Union Confederation）が結成されたが、労働組合組織率が低下している中で、ナショナルセンターが3つに分裂し、労働運動の力量が分散するのを避けるため、2014年12月、韓国労総と国民労総は組織統合を宣言した。

中国

(労働施策) 韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール

タイ

革に対する民主労総の強い反対などが相まって大幅に増加したことが原因と考えられている。

表 4-2-12 労働争議の発生件数等の推移

(単位：件、日)					
年	2012	2013	2014	2015	2016
労働争議発生件数	105	72	111	105	120
労働損失日数	933,267	637,738	650,924	446,852	2,034,751

資料出所：韓国雇用労働部HP「Major Statistics」

## 5 最近の動向

### (1) 労働市場構造改善に向けた動き

2017年3月の朴槿恵前大統領の罷免により大統領選挙が行われた。野党「共に民主党」前代表の文在寅候補(後の大統領)は「企業に投資して波及効果を期待する慣行から脱して、先に人に投資して企業と国の競争力を高める経済成長構造を築く」として、公共部門を中心に81万人分の雇用を創出すること、2017年において6,470ウォンである最低賃金を2020年までに1万ウォンに引き上げること等を掲げた。

文大統領は就任後直ちに「雇用委員会<sup>24)</sup>」を設置したほか、大統領府(青瓦台)の執務室に雇用状況を示すモニターを設置する<sup>25)</sup>など、公約に沿って雇用対策を重視する姿勢を示した。雇用委員会では公共部門の雇用81万件の創出及び公共部門の非正規職転換等を盛り込んだ「雇用100日計画」を発表した。

### (2) 最低賃金の引き上げ及び引き上げに伴う中小企業支援

政府は、最低賃金の引き上げにより企業の追加負担額は15兆2,000億ウォンに達し、零細企業が支払い不能になると予想されることから、中小零細企業等の事業主に対し、2018年の最低賃金引き上げ率16.4%から、直近5年間の平均引き上げ率の7.4%を引いた9.0%相当の賃金(総額2兆9,707億ウォン)を「雇用安定資金支援」として、直接給付することを決めた。

雇用安定資金支援による給付は2018年1月から同年12月までの時限措置で、主に30人未満の事業所で働く約300万人の労働者を雇用する事業主が対象になる。雇用保険に未加入の事業主も給付対象になる。事業主には、月給19万ウォン未満の労働者を1人雇用することに、労働者数に13万ウォンを乗じた金額が毎月支給される。

### (3) 2大指針の撤回

朴前政権は、企業に若者の新規採用を促すために「職業能力と成果中心の人材運営ガイドブック(労働契約の解約を含む)」、「就業規則変更指針」を定めた。これは「人事評価で業務能力が著しく低いと判断され、教育訓練をしても改善しないような労働者を解雇できる」、「労働組合が協議を拒否しても“社会通念上の合理性”によって就業規則を変更できる」という指針を策定したが、文政権は、労使間の協議が十分になされず、社会的なコンセンサスが得られないまま推進した結果、韓国労働組合総連盟(韓国労総)が政労使の委員会から脱退するなどあつれきを招き、指針の適用でも労使対立や民事・刑事訴訟などの混乱が続いたことを理由に、上記の2大指針を撤回した。

### (4) 特殊雇用労働者の労組権の認定

政府は2017年11月に、特殊雇用労働者(特雇労働者)に分類される宅配運転手が設立した「全国宅配連帯労働組合」(宅配連携労組)の設立を認めた。これに伴い、「労働組合及び労働関係調整法」により事業主との団体協約締結権及び団体行動権が認められる。

特雇労働者には宅配運転手、代行運転手、ゴルフ場競技補助員、保険設計士などが該当する。特雇労働者は雇用労働者の性格が強いが、名目上は事業契約を結ぶ個人事業者に分類されていた。そのため雇用・労災保険に加入できず、労働基準法の労働時間規制・解雇制限などの労働権が認められていなかった。

■ 24) 大統領が委員長を務め、関係部署及び国策研究所長と雇用首席秘書官、民間委員には労使団体、民間専門家、非正規職、青年、女性などの代表者の計30人で構成される。  
■ 25) 大統領に就任した5月10日に「第一号業務指示」として指示した。



## 資料出所

- 外務省HP  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html>
- 韓国銀行データベース  
[http://ecos.bok.or.kr/flex/EasySearch\\_e.jsp](http://ecos.bok.or.kr/flex/EasySearch_e.jsp)
- 韓国雇用労働部HP  
<http://www.moel.go.kr/english/main.jsp>
- 韓国雇用労働部  
 “Ministry of Employment and Labor”  
<http://www.moel.go.kr/english/pas/pasPublicView.jsp?idx=1076>
- 韓国統計庁HP  
<http://kosis.kr/eng/>
- 韓国雇用情報院HP  
<https://www.keis.or.kr/main/www.do>
- 経済社会発展労使政委員会HP  
<http://www.esdc.go.kr/index.do>
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）海外労働情報  
<http://www.jil.go.jp/foreign/index.html>
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）資料シリーズNo.155（2015年5月）  
 「韓国における労働政策の展開と政労使の対応－非正規労働者問題の解決を中心に－」  
<http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2015/155.html>
- 国立社会保障・人口問題研究所「韓国における雇用保険制度と失業者支援政策の現状」（海外社会保障研究 Summer2013No.183）  
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19824905.pdf>

中国

(韓国労働施策)

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

フィリピン

シンガポール

タイ